

平成27年加美町議会第2回定例会会議録第3号

平成27年6月12日（金曜日）

---

出席議員（20名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
17番	一條光君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

---

欠席議員 なし

欠員 なし

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼課長	田中正志君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	今野伸悦君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	今野仁一君
森林整備対策室長	内海悟君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援 センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	佐藤鉄郎君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	猪股清信君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	今野典子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 4号 平成26年度加美郡土地開発公社決算について

- 第 3 報告第 5 号 平成 26 年度株式会社葉菜振興公社決算について
- 第 4 報告第 6 号 平成 26 年度株式会社中新田地域振興公社決算について
- 第 5 報告第 7 号 平成 26 年度一般社団法人加美町畜産公社決算について
- 第 6 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 7 報告第 9 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 8 報告第 10 号 平成 26 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 11 号 平成 26 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 議案第 48 号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 11 議案第 49 号 物品購入契約の締結について（雪寒機械（11t 級車輪式除雪ドーザ）購入）
- 第 12 議案第 50 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 13 議案第 51 号 平成 27 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 52 号 平成 27 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 53 号 平成 27 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 54 号 平成 27 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 55 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 56 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 57 号 加美町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 20 議案第 58 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 21 議案第 59 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 22 議案第 60 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 23 加美町選挙管理委員会委員の選挙について
- 第 24 加美町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 第 25 議発第 2 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について

第26 議員派遣の件について

第27 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

午後1時06分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番三浦英典君、11番沼田雄哉君を指名いたします。

---

日程第2 報告第4号 平成26年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第4号平成26年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、報告第4号平成26年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成26年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しています平成26事業年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成26年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

---

日程第3 報告第5号 平成26年度株式会社薬業振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第5号平成26年度株式会社薬業振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第5号平成26年度株式会社薬業振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成26年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第20期平成26年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によ

り報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成26年度株式会社薬菜振興公社決算についてを終了いたします。

---

日程第4 報告第6号 平成26年度株式会社中新田地域振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、報告第6号平成26年度株式会社中新田地域振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第6号平成26年度株式会社中新田地域振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社中新田地域振興公社の平成26年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第27期平成26年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 1つお伺いしたいと思います。

町長は、新年度の地域振興、または産業振興の中で、特に農業分野の中で6次化という部分に取り組もうとしているわけですが、中新田振興公社では、交流センターの後ろの加工センターも管理をしているわけですが、やはり、今後、これは農林課の関係もあると思うんですが、施設とか利活用の方法についてご検討されているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

現在、薬菜振興公社の北側に位置しております農産物の加工施設……、済みません。ちょっと場所を間違えました。大変失礼いたしました。

今、地域おこし協力隊員でありました田原さんという方が、味噌づくりを行いたいということで、現在、味噌づくりをしようということで施設の利用について検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今まであそこに乾燥機なり、また塩蔵できたりというような、結構幅広く農産物の加工ができるような施設だったわけですがけれども、今までの課題として、施設のレイアウト的な部分なんかでもいろいろ要望も利用者からはあったやに聞いておりますけれども、今後、あそこを拠点とした農産物の加工という部分の中で、町または利用者として、あそこを拠点としながら新しい展開を進めるための方策といたしますか、そういうものを考えておらないかどうかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

中新田交流センターの加工施設、それから、薬菜にも加工施設、それから、宮崎地区には今使われておりません陶芸の里のゆ〜らんのわきに山宝倉という大分前に建てた施設でございますけれども、そちらも現在使われていない状況であります。それらの加工施設は、今後、6次化を進める上で有効活用することが非常に大切だというふうに考えておりますので、今、6次化に向けて進めているわけでございますけれども、まだ具体的な形としてこうなんだということはいえないんですけれども、これから6次産業化に向けた協議会の設立でありますとか、そういう方向で調査研究を重ねながら6次産業化に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成26年度株式会社中新田地域振興公社決算についてを終了いたします。

---

#### 日程第5 報告第7号 平成26年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、報告第7号平成26年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第7号平成26年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の平成26年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成26年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） この公社の事業報告にうたっておりますように、新たな産業廃棄物の受け入れ、著しい堆肥化が図られたということで事業報告が出ておりますし、さらには、「エコ堆くん」の販売高が1万5,000何がしが増の報告を受けています。

そこで、これまで「エコ堆くん」を使った実証圃がたしかされているという思いがあるんですが、それに伴い、産業廃棄物を受け入れることによって新たに堆肥が変わっているというような実証圃がされているのか。加えて、この新たなものが加わったことによる「エコ堆くん」の利用者がどう受けとめてこれを活用しているのか。それについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 「エコ堆くん」の成分につきましては、今ご指摘ありましたように、食品残渣の処理として、今年度決算で増額となっております。これにつきましては、食品残渣を持ち込んでいただきました業者の数がふえまして、4つの業者から搬入されたものでございます。それで、この食品残渣による「エコ堆くん」の成分ということでございますけれども、成分については、その後、変わったというような情報は得ておりません。ただ、「エコ堆くん」の販売の状況につきましては、畑の利用が非常に多くなっているということと、水田の利用が農地・水での従来量の注文が若干減ってきたというような状況で、利用者からは非常に使いやすいと。ただ、窒素分がちょっと少ないというような情報を得ております。

以上でございます。

○7番（三浦又英君） 先ほどの工藤議員とも関連あるんですが、6次産業ということで進めるということになれば、どうしても有機栽培ということを大きくうたう必要性があるのではないかと、原料をつくるのにですね。その辺についての考えについてもお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） ご指摘のあります有機栽培については、先ほど実証圃というようなお話もありましたので、大崎の農業改良普及センターと協力をいただきながら、「エコ堆くん」の利用をもって農産物のいいものをつくるために改良普及所と連携を図りながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。



これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成26年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

---

日程第6 報告第8号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第6、報告第8号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第8号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年1月13日午前11時30分ごろ、加美町職員が職務上町有車両を運転中、加美町宮崎字屋敷一番6番地2地内において、車両方向転換のため後方発進した際に、後方確認を怠り、相手方の駐車車両に接触し、損害を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により損害賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） この後の9号もそうなんですけれども、昨年から職員による事故の損害賠償の報告というものが相次いでいるように感じております。

また、昨日、3番議員の質問の中でも障害者施設の虐待問題であるとか、何かこう職員の規律といいますか、そういったものが欠けているのではないかというふうに感じるんですが、このことについてお答えをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

職員の規律ということでございますが、確かに、議員おっしゃるとおり、このところ交通事故によるこういった賠償の関係が結構続いております。それで、町としましても、定期的に、例えば、12月とか1月あるいは年度がわりの3月、4月、そういったときも特に、職員の皆さんに所属長さんを通じてあるいは各職員への連絡メール等で常に公務員としての自覚を持って、

交通事故等には十二分に気を付けるようにということを定期的に指示しております。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

日程第7 報告第9号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（下山孝雄君） 日程第7、報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第9号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年2月10日午前8時ごろ、株式会社葉菜振興公社の社員が職務上町有車両を運転中、加美町字味ヶ袋葉菜原1-70地内において旋回した際に、旋回方向の安全確認を怠ったため、相手方の駐車車両に接触し、損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 全て職員が過失によって100%責任があるということでの賠償額なんですけれども、こんなことを聞いていいのかどうかちょっと申しわけないんですけれども、ぶつけられたときの報告というのはどういう形に町での取り扱いになっているのか、ちょっと参考のためにお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

まず、こういった事故が発生した場合、すぐ所属長といいますか、そこからまず事故報告を出していただきます。その事故報告の内容に基づいて確認させていただくということでござい

ます。

今回100%町のほうの過失というようなことですが、これも、今回の場合でも駐車場にとまっている車に不注意でぶつけたということで、相手の過失がゼロだということ、今回のこういった賠償責任が発生しているということでございます。（「こっちのほうに被害に遭ったときにはどうしているのか」の声あり）済みません。失礼しました。うちの職員が逆に被害に遭ったというような場合については、当然これも報告をいただいて、保険会社が間に入りますので、そこで過失割合が出てまいります。それに沿って対応しているという状況でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 例えば、町の職員の方が全く責任なくてゼロ%、加害者側が100%の過失割合というときに、町での取り扱いの方法といいますか、こっちで100%で損害与えたからとか、70%、80%で損害を与えたから30万円以内で損害を与えたほうに議会を通して専決処分しましたよというような報告がありますけれども、それが、町の車両が被害を受けた場合、こっちがぶつけられた場合の取り扱いというのはどういうふうになっているのかなというふうにちょっと思いましたので。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 失礼しました。お答えします。

町のほうの車両がぶつけられたというような場合には、相手の保険で直すということになりますので、当然、100%相手が悪い場合、そういうときには議会へのこういった報告はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） じゃ過失割合によって、30万円を、割合によって相手方に払わなければならないときには、過失割合によって議会で専決処分と報告するという理解でよろしいんですね。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

日程第8 報告第10号 平成26年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（下山孝雄君） 日程第8、報告第10号平成26年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第10号平成26年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年3月第1回定例会に上程し議決をいただいております、平成26年度加美町一般会計補正予算（第11号）の繰越明許費について、小野田支庁庁舎屋根改修整備事業、地域消費喚起生活支援事業のほか、28の事業及び第2回臨時会に上程し議決をいただいております補正予算（第12号）の繰越明許費について、保健福祉課会議室改修工事と合わせて計31事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 繰越関係が極端に多いということで、ちょっと質問しますけれども、前にもお話ししたんですけれども、平成25年のときは4億円ほどあったんですよね、この繰り越しが。それで、昨年度は6億円。ことしは7億3,000万円弱と、毎年ふえてきています。多いのは、件数もふえているんですけれども、工事関係がほとんどを占めています。さらには、当初予算というか、補正も含めて、その執行率が極めて悪くて繰り越ししていると。この原因がどこにあるのか、まずその辺、把握していただけますか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

繰り越しの理由ということで、今、議員ご指摘のように、いろいろな理由で繰り越しをしているわけでありまして、例えば、積雪によってどうしても工事ができないといった場合、それから、資材の調達が年度内にできないと、そういったものも含まれております。多くが建設課所管のものでありますけれども、あと一部、地方創生関係で最初から繰り越しを前提としたものもございますので、一般的に建設課の部分については先ほど申し上げた積雪、それから

資材の調達ができないという、そういった理由での繰り越しだということでもあります。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 積雪とか資材関係については、当初からそれは多分見込んでいるはずだと思います。前にも質問したんですけども、技術者が不足していますよと。このぐらいの繰り越しがあるのであれば、例えば、建設課のほうに職員を2人ぐらいふやしても、こういうこともできないかなという感覚がするんですけども、前にもお願いしたんですけども、人手不足だと、人員不足になっています。ほかの課もあるんですけども、目に見えてこのようにあらわれているにもかかわらず増員しないと。今後、前に町長か副町長に聞いたことがあるんですけども、対応してもらえるのかなということも思っていたんですけども、このまま行けば、今のスタッフではやはり足りないんですね。その辺、将来にわたっての考え方をお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

おっしゃるとおりでございます。建設課長の答弁は要らないと言ったときに、ああこのことだろうというふうに思いました。建設課長からも課員をふやしてほしいということは常日ごろから言われております。

確かに、資材の高騰もありますし、業者さんが非常に忙しい状況であるということもあります。そういう中で、期間の変更があってくれるということもあります。実際に、これらの事業を手掛けている、建設課が中心ですけども、夜遅くまで仕事をしてもなかなか回らない状況にあるということも十分承知をしております。

本当に気持ちとしては建設課をふやしたいと思っておりますけれども、保健福祉課も足りない、どこも足りないという状況にあります。ですから、平成28年度の職員採用については、町長とも相談をして増員できればなというふうには思っております。

いろいろな側面での繰り越しが多くなっているということですけども、その中には、おっしゃるような人手不足ということも十分理由としてはあることでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私からも追加で答弁させていただきます。

まず、今年度繰り越しがふえたというよりは、実は、先ほど申し上げた国の地方創生、消費喚起型等々、これが1億円。これはもともと繰り越しを前提とした予算でございますので、こ

の分ふえたというふうに考えていただいて結構だと思います。年々ふえているということではありません。

一方、やはり、この土木職と申しますか、十分ではありませんので、今後、土木職についても計画的に採用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ではもう1回だけ。私は、今でもすぐにでもできるというような感覚がちょっとあるんですけども、新庁舎のことを言うとおかしいんですけども、あのとき、新庁舎、いろいろ図面をつくって、建設課の中には上下水道課も入れますよと。それで、支所でやっている小修繕も本所のほうでやりますよと。ただ、除雪時には宮崎・小野田に職員を派遣してやりますよと。今は、町長がかわってからなんですけれども、支所の充実、それは結構なんですけれども、技術者が1名ずつ配置になっていますよね。それは直接、すぐにやるのは結構なんですけれども、それほどの事業量は支所にはありません、はっきりいって。ですから、支所にいる技術者が、例えば、建設課の中に入ってきて、支所と、今繰り越しをしている分も一気にやるような体制と申しますか、そうなればもっとスムーズに行くと思います。

先ほど、町長1億円ふえたというけれども、1億円が、それを減らしても、昨年度からの改善にはなっていないんですよ。その辺をもう少し、福祉課等も足りないのはわかるんですけども、実際、目に見えてこのようになっているんですから、ずっとこのままにしておきますと、繰り越し、繰り越しがなってきます。昔は、繰り越しなんていうのはすべきでないということで、3月50日とかずっとこうやってあったんですけども、今はこういうのができませんから、どうしてもできない分は繰り越しすると。これはしょうがないことです。その辺を今後の繰り越しがいかに少なくなるかというようなやつをいろいろ考えてもらえればと思います。答弁は要りません。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） これは繰越明許なので、本来、予算措置したときにお聞きすべきだったと思うんですけども、10ページ、農林水産業費、農業費の中の農業振興地域整備計画変更業務委託、これは内容的にはどういう内容でやるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

428万6,000円の繰り越しにつきましては、本年の9月下旬ころまでにかかる予定になってお

ります。

内容につきましては、土地利用の実態調査、それから農家の意向アンケート調査、それから基礎資料の作成というようなことで、業務を行っていただくということになっております。

参考までにでございますけれども、平成27年の発注につきましては、この作業が終了した後に、土地利用計画及び農用地利用の計画図の作成というようなことで、平成27年度で発注する予定になっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） この事業によって今までの農業振興地域といいますか、農振地域のことの兼ね合いというものも出てくるというふうに判断してよろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

今、ご指摘のあったとおり、そのようなことでございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 確かに、今、課長がおっしゃられたように、これからの農用地利用、または将来の加美町の農業のあるべき姿の基礎資料になるんだろうというふうに思います。

農業振興地域に関してお伺いしたいんですけれども、先般、農振地域の中で開発はできないというような話を聞きました。要するに外せないということですね。1番議員の一般質問の中で出てきた話ですけれども、果たして加美町という大枠の中で、産業振興、または居住地、または商業地、または今後さまざまな形で農地というものが転用なり利用されていくというふうに思うんですけれども、この農振地域にかかれば、絶対にこれは外せないんですか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

農振がかかれば絶対に外せないのかというご質問でございますけれども、法律等の解釈、それから、土地改良法との法的なことを見てみますと、絶対とはいえないのかなというような思いもありますので、今後、農振につきましては、法律に基づきまして、その内容によって対応をやっていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 特別にもう一度。工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 農業委員会の局長にお聞きします。

農地法の番人といわれている農業委員会ですけれども、先ほど、農林課長にもお聞きしましたけれども、さまざまな角度で状況によって農振地域を除外するかしないか、外すか外さないかというようなことが今後出てくると思うんですけれども、やはり、絶対に外せないということなんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（工藤義則君） まず、農業振興地域は、農地法とは別に農業振興地域に関する整備計画法という法の中で決められるものでありまして、町の農地全体をどうやって農業の発展のために農地として利用するものをどういうふうにしたいかということを決めるものだと思います。

それで、それとは別に、農地として使う場合ですが、農地法でも農地でなくて使いたいというときに、いわゆる転用という方法がございます。それは、まずは、農業振興地域は農地として今後もずっと守っていく地域ですので、原則として農地として使いますと。

それで、先ほど農林課長が申しましたように、法律の中でもさまざまな適用除外ということがありますので、それはその時点、案件があがった時点で個々に判断されるべきものだと思います。

それで、それが農振を外れた場合、その後に農地以外で使いたいということで転用というような手続で農業委員会にあがってきます。ただし、農地法でも農振地域に外れているから、原則全部転用できますというものでもございません。農振地域、農用地に入っていないなくても、農地として一定の広がりを持ったところは守っていかなければならないという規定もございますので、これもまた転用があがってきた場合でも、個別に転用として許可できるものかどうかというのは、また別個に判断するべきものというものになってございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成26年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第9 報告第11号 平成26年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、報告第11号平成26年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。



○町長（猪股洋文君） 報告第11号平成26年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年3月第1回定例会に上程し議決をいただいております、平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の繰越明許費について、中新田浄化センター水処理施設増設工事委託及び中新田浄化センター長寿命化工事委託の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成26年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

#### 日程第10 議案第48号 加美町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第48号加美町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第48号加美町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年に策定した加美町過疎地域自立促進計画に係る事業名の追加と削除に伴い、計画の変更を行うものであります。

今回の変更では、過疎債を活用し、民間による認定こども園の整備に対する助成を行うため、新たな事業名として「認定こども園」を追加します。

また、計画書に記載しております「林道と地域文化振興施設等」の地域文化振興施設に係る事業について、計画期間内の事業実施予定がなく、次年度以降の実施とするため、計画書の事業名から削除いたします。

なお、削除となりました事業名については、今年度中に策定する平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「加美町過疎地域自立促進計画」において計画に加えるか検討してまいります。

計画変更の手續につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する

同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があることから、本定例会に提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 大分、削除があった事業があるわけですが、これらについては次年度以降ということなようでございます。

6年延期された現在の改正過疎法、これは、来年度平成28年度に失効となるかと思うんですが、この過疎債についての財源に影響がないものかどうかお尋ねをします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

この過疎法につきましては、さらに5年間延長されておりますので、平成32年までの期間ということでもありますので、その期間の過疎債の発行についてはこれまでどおりということになります。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 大分、削除された事業があるんですが、この削除をするに当たって、過疎債の適用範囲というものが示されているわけですが、さらに町で計画を組む場合、ガイドラインというものがあるかと思うんですが、例えば、住民の命、生活、こういった部分を最優先的にするとか、こういったガイドラインというものがどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

町のガイドラインというよりも、過疎計画の中に取り上げている事業については、どんな事業が該当するかということで、あらかじめあげていただいている事業であります。

このガイドラインというものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、過疎の計画の中で、その過疎法にのっとったものをあげておりますので、そういったことで、ガイドラインということではなくて、その過疎法にのっとった適債事業をこの計画の中に盛り込んでいるというものでありまして、今回の削除は、平成27年度が最終年度ということで、とりあえず今年度を実施しないものは計画から削除するということになっております。そのものについては、ことし策定をする、来年度以降の5カ年計画の中に再度盛り込むかどうかということ判断を

していくということになります。

○議長（下山孝雄君） 佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） この過疎債、さらなる延長されたということですが、ソフト事業、ハード事業にかかわらず全てですか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） そのとおりでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ちょっと細かい字で危うく見逃すところでありましたが、教育のほうのスポーツ施設整備事業で武道館建設、これが削除になっております。

これは、平成何年だったか、合併する前に私たち剣道・空手道・柔道、その武道の関係する団体で署名活動を行って、中新田町議会、当時の議会に要望書を提出し、中新田地区に武道館の建設を要望したという経緯がございます。中新田の議会では、たしかご承認いただいたというふうに記憶しております。（「平成11年」の声あり）平成11年ですか、ありがとうございます。

それで、そのまま新町の建設計画にも載っていたのでありますが、今の経済事情、そういうこともありまして、いつ建てるかわからないけれども、建設計画には乗っているというふうなふうに認識をしておりました。これが削除ということで、丸つきりもう計画にも乗せないということなのでしょうか。ちょっとその点をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

先ほども申し上げましたとおり、平成27年度に実施をしないものについてはまず削除をします。平成28年度に計画を立てます、来年度以降5カ年計画の中で、当然必要なものについては計画に盛り込んでいくということでもあります。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） はい、そうだとは思いましたが、そこで町長に確認いたします。

この計画は、来年度以降の5年間の計画には残すおつもりでしょうか。それとも、もうやらないというふうに判断されますでしょうか。これは、私たち武道をやる者にとっても非常に関心のあることでございます。今までの先輩議員の皆様方も余り触れなかった経緯もありますので、武道経験者として、あえて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 計画はこれからですので、白紙でございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ぜひとも計画に乗せていていただくようお願いいたします。答弁は要りません。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号加美町過疎地域自立促進計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第48号加美町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第49号 物品購入契約の締結について（雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ）購入）

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第49号物品購入契約の締結について（雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ）購入）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第49号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、宮崎支所に配備する除雪ドーザ1台を購入するもので、指名競争入札により5者を指名して、5月21日に入札を行いましたところ、コマツ建機販売株式会社東北カンパニー古川支店が1,543万3,200円で落札いたしましたので、同支店長岩田幸浩と物品購入契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、除雪ドーザは受注生産品でありますので、納入期限を平成27年11月27日としております。お手元に指名競争入札に係る資料を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号物品購入契約の締結について（雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号物品購入契約の締結について（雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ）購入）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第50号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第50号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第50号若い及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年3月10日午後1時10分ごろ、強風により、小野田西部スポーツ公園内の桜の木の枝が自宅前に駐車していた相手方車両の屋根に落下し、陥没する損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により賠償額が決定したものであります。和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。17番一條 光君。

○17番（一條 光君） 損害賠償、専決処分ではなくて議案として提案をされました。

30万円を超える賠償額でありますけれども、これは和解によってここに決定したんだろうと思いますけれども、初めの主張はどんなだったのか。初めから30万円なのか。これを伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

今回の和解及び損害賠償の件でございますが、先ほど町長がお話ししたとおり、ちょうど第

1 回定例議会中に大変強い風で、西小野田の西部スポーツ公園の入り口にある桜の木の枯れた枝が、隣の家の子の屋根に落ちたというようなこと、報告がございました。それに沿って、内容確認をしました。それで、この賠償額につきましては、自動車の見積もりをいただき、また、町のほうでは、全国総合賠償保険というものに加入しております。その保険会社のほうでもその車の修理の見積額が適当かどうかということ判断して、それで問題ないということで和解のほうに入っていったという経過でございます。

見積額につきましては、相手方のほうからこの見積額で来た金額でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○17番（一條 光君） ちなみに、車種といますか、車種と型式が何だったのかお伺いしておきます。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） マツダのボンゴフレンディという車種でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 私、中新田小学校の学校前に事務所を置いてあるんですが、二、三年前に、直径が七、八センチぐらいの木が上でぶらぶらしていたと。それで、学校のほうにお願いをしてそれを切り落としていただいたという事例がございます。

学校というところは、小学生が大分通りますので大変危険です。これらのことについて、ほかの学校等もあるだろうと思うんですが、定期的な点検などをされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

各学校等につきましては、学校のほうでそれぞれ定期的に、よく歩道にかかっている桜の木とか、そういうものを点検して、必要に応じて枝払い等もやっております。

今回はたまたまスポーツ公園の入り口というようなことで、ちょっと管理のほうがはっきりしていなかったというようなこともあって、ちょっと後手に回ったこともございますが、ほかはそのような対応をさせていただいております。

○議長（下山孝雄君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 学校なんかは非常に通学路でもありますし、小枝なんかはしょっちゅう私のところの駐車場に落ちております。小枝は仕方がないとしても、大きい太い木についてはよく点検をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時20分まで。

午後2時04分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第51号 平成27年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第51号平成27年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第51号平成27年度加美町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,582万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億7,582万5,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として、過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円増、臨時福祉給付金給付事業費補助金3,084万円増、諸収入として東京電力株式会社原発事故損害賠償金（平成24年度分）1,758万7,000円増などであります。

歳出については、総務費では、公共施設駐車場整備工事1,404万円増、公共施設駐車場用地購入費644万6,000円増、自治総合センターコミュニティー助成事業補助金250万円増、定住促進宅地造成工事2,720万円増、配水管布設工事負担金700万円減、民生費では、臨時福祉給付金給付事業補助金3,084万円増、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金891万円増、土木費で

は、町道維持修繕工事226万8,000円増、教育費では、外国語指導助手報酬224万円増、学び支援コーディネーター等配置事業補助金249万4,000円増、宮崎小学校施設改修工事975万3,000円増、宮崎中学校施設改修工事1,976万3,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ふるさと応援基金寄付金、8ページ400万円、合わせまして、10ページの歳出関係の報償費の172万8,000円についてお伺いをします。

2ページの寄付金の補正前の額が220万2,000円ということで、今回、倍の400万円が計上されておりますが、ここ数カ月、大変ありがたいことですよ。町に400万円寄付されるということは。

そんな関係でお聞きしたいんですが、その要因は何なのか。こよなく町を思っただけで寄付されているのか。そういうその要因と、あと400万円の見込件数、それと、これまで基金のほうに現計予算というお金があると思うんですが、その辺の400万円を見込んだ額の合計額をまずお聞きしたいです。

何かちょっとお聞きしますと、広報紙か何かだと思ったんですが、この応援基金関係については民間に委託しているのではないかという、私は認識を持っているんですが、この方の力もあるのかなという思いもしていますが、どのような業者に、さらには、もし委託料等があるかどうか、私も定かでないんですが、その辺についての関係についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

まず、寄付金の400万円、今回補正して600万円を歳入のほうで計上させていただきました。この400万円ふえた要因でございますが、今、議員からもお話のあったとおり、昨年12月19日から、大阪に本社のあるサイネックスという会社のほうに、このふるさと納税関連の業務代行をお願いしております。これが開始されたことによって、加美町をどんどんネット上でPRさせていただきまして、それで、加美町のこの自然とか、これからの子供たちのためにと、活力あるまちづくりのためにとというようなことで、急に寄付金がふえました。

そういったことで、まず非常に伸びておりまして、ことしの4月においても、大体1カ月に100万円ぐらいの寄付が来ているというような状況でございます。

それからもう1点、このふるさと納税の関係で、ことしの1月から、ふるさと納税を行う際



の控除される限度額が倍ぐらいになったということもありまして、例えば、今まで2万円ぐらいが控除の範囲だったのが、それが1月からは倍の4万円ぐらいになると。所得によっていろいろございますが、こういったことで、何か所も応援しましょうという方もふえております。

そういったことで、現在の状況を見ながら、今回400万円を補正増で600万円にさせていただいたわけでございますが、600万円がじゃ平成27年度の歳入の見込額かといいますと、大体6カ月分ぐらいでこのぐらいになるんじゃないかと思っております。

ただ、この辺も今後、また6月、7月、8月と、寄付金の状況を見ながら、必要に応じてまた9月あるいは12月に補正で対応してまいりたいと思っております。

それから、この10ページのふるさと納税の謝礼の172万8,000円の内容でございますが、一応、ふるさと納税の寄付金を1人1万円として歳入のほうで400万円を今回補正しております。それに合わせて、御礼の品が大体4割程度ということで商品を用意させていただいております。それで、1万円の4割である4,000円掛ける400件と、これに消費税を掛けまして172万8,000円を報償費のこのふるさと納税謝礼として入れております。

歳入で見込まれるこのふるさと納税の基金につきましては、全額を基金のほうに積むということで、歳出の、これも10ページの積立金のほうで、歳入と同額の400万円をふるさと応援基金のほうに積ませていただくという予算を組んでおります。

それから、先ほどお話ししましたサイネックスという会社のほうに全面的にいろいろ委託しております。それに伴う委託料の経費につきましては、寄付金、町のほうに入ってくる寄付金の15%、これをサイネックスへの手数料という形でお支払いしております、これも10ページの役務費の手数料のところですね。400万円の15%ということで60万円を計上させていただいております。

それから、基金につきましては、先ほど見たように、400万円補正した分は全額基金のほうに積ませていただいております。

平成20年度からこのふるさと納税がスタートしたわけでございますが、平成26年度まで254名の方からご寄付をいただいております、総額で789万7,836円というような寄付金をいただいて、それを積んでいるという状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 詳細に説明いただきました。その中におきまして、私は寄付金の増になった要因ということでお聞きした中におきまして、加美町ふるさと応援基金条例の中に、事業の区分ということで、寄付者はどういうことの事業に私は寄付しますよと、それを指定できる

んですよね、これは。そうしますと、1つとし「ふるさとの自然環境の保全のための事業」、2として「ふるさとの未来を担う子どもたちを応援する事業」、3つとして「活力あるふるさとづくりのための事業」という3つ、条例でうたっておりますね。そうしますと、244名の方々がこれまでどういう思いでこの寄付をされているのか。それで、さらには780万何がしの額があるわけですが、新たなこの3つの事業関係に組まれる計画が本年度計画されているのかについて伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

平成26年度までにご寄付いただいた方々254名のうち、今、議員さんがおっしゃった3つの項目から件数及び金額をちょっと出してみました。それで、自然環境を守るためにということでご寄付をいただいた方が57人、金額では92万円ということで、大体11%を占めております。

それから、未来を担う子供たちのためにということでご寄付をいただいた方が91件で36%、ただ、金額では425万5,000円ほどご寄付いただいておりますので、この子供たちのためにというのが半分を超えているという状況でございます。

それから、3番目の活力あるふるさとづくりということで、これが56件で22%、金額では130万円ほどございまして、全体の17%となっております。

そのほかにも、この3つの項目以外にも、農林業の振興のためにあるいはまちづくり全般について、あるいは老人福祉、こういった目的でぜひ使っていただきたいという指定でご寄付されている方もございますし、それから、特に指定なくぜひ加美町で使ってくださいというようなご寄付の方もございます。

それから、条例の中で、この3つの大きな項目以外にも、今後何か項目を設けるのかということにつきましては、今後のこのふるさと納税の中でご協力いただいている県内外の方々のご意見等も聞きながら考えてまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） この寄付金をされた方に、町の産品をお礼ということで、先ほど言った予算的に40%何がしの品物だと思いますが、インターネットに掲載をされておりますよね。

そこで、今回新たに加美町観光協会が立ち上がりまして、その事業をしている物販とか交流事業とかいろいろ事業計画も組まれておりますが、その辺との関連も深くしていく必要があるのではないかという思いがしております。

そこで、このお礼の物品、特産品ですか、人気ナンバー3ぐらいは何なんですか、どうなん

ですか。あわせて、新たに寄付者からこういうものはどうでしょうかという、追加していただけますかというものもございましたらお願いをします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

よくふるさと納税の御礼としていろいろテレビ等でも出ておりますが、やはり、食べ物を希望される方が多いようでございまして、加美町においても、一番人気の高いのがお米でございます。それから、2番目が仙台牛のすき焼き・焼肉セット、そして3番目がハムとソーセージの詰め合わせということで、大きくこの3つがベスト3に入っております。

○議長（下山孝雄君） ほかに……、総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 済みません、答弁漏れがございました。

それで、寄付者からの希望については、特に今のところ、町のほうには入ってきておりません。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと私からご紹介させていただきます。

宮崎町人会、在京町人会とありまして、先月、私行ってまいったんですが、127名参加をいたしまして、皆さん方にこのふるさと納税のちらしもお配りさせていただきました。早速ご寄付いただいた方もいます。また、先々月でしょうか、シンポジウムを開いたとき、関東方面からいらっしゃった方々のうちでも早速ご寄付をいただいた方々もいらっしゃいます。そういったいろいろな方々から加美町を応援したいということでご寄付をいただいています。心から感謝を申し上げたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 8ページの諸収入、雑入で、東京電力原発事故損害賠償金1,758万円ですか。まず、この金額、平成24年度分となっているわけなんですけど、どの分野の賠償金なのか、町では把握されているものか。そして、この金額というのは妥当なのかと思っているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

8ページの諸収入、雑入の東京電力の原発事故損害賠償金1,758万7,000円についてのご質問でございます。ご案内のとおり、原発事故に伴いまして、町では平成23年度から放射能対策の事業を実施してございますけれども、それにかかった経費につきまして、東電に対しまして請

求をしているところでございます。

これまでもやっておりましたが、東京電力のほうでは、まず個人に対する支払いを優先するというところでございまして、町等の公共団体については後回しにされてきたという経緯がございます。

そんな中で、賠償金の流れをご紹介いたしますと、町から項目ごと、年度ごとに請求書をお出しいたします。これは、かかった経費、商標類、請求書、支払った証明書を全部添付しまして賠償金を請求するわけでございますが、それらを東京電力では指針に基づいているかどうか、厳重に審査をしているようでございます。東電と町の合意が整いました時点で、その合意書の取り交わしをし、そして、賠償金の支払いという形になります。

今回、この1,700万何がしの予算を計上させていただきましたが、これは平成24年度事業に実施いたしました2事業分ということでございます。5月15日まで合意をした事業ということで、2件分を計上させていただきましたが、内容につきましては、農林課で実施いたしました田代地区の1時保管、利用自粛牧草の1時保管に要した経費と、これも同じく農林課のほうで実施したんですが、農林水産物の放射能検査、個人の方がなされた場合、町から助成金があるわけでございますが、これは3件分、合わせまして1,758万7,000円ということで計上させていただきました。

なお、平成23年度におきましても、既に入っている金額がございます。これは第1回議会が3月にあったわけでございますが、その後に合意書が取り交わされ入ってきたという金額でございまして、今回、このように議員の皆さんにお示しをできなかったということでございました。

今後も、今請求を進めているところでございまして、整い次第、いつの時点になるかわかりませんが、こういった形で提案をさせていただく予定でございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 5月15日分まで合意した分だということで、そこはわかったんですけども、これから東京電力さんへ請求すべき金額というのは、総額でどれくらいあるものなのか、お知らせいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

現在、町で把握している分ということで、まだ全額ではないのでございますが、平成25年度

分の請求している分ということで3,479万円。さらに、田代にフレコンバッグ等々で詰めかえをした分がこれには入ってございませんので、これに数千万円の増額になるというふうに思っています。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 10ページの企画費、移住定住促進費に定住促進宅地造成工事費が計上されているんですが、これは広原保育所跡地の造成工事費用なのかということと、いつか町長がすごく安価に分譲しますよということで、宅地造成工事費用ぐらいを16等分ですか、安くお分けできるようにしたいと思っていますというふうなお話があったんですが、この造成工事費を16等分で割った分の造成費、これだけで分譲できるものなのかどうか、単純なんですけど、そう考えていいのかどうか、確認したいと思います。

それから、ごめんなさい、ちょっと戻っていただいて、7ページの歳入のところ、県支出金、みやぎ環境交付金というものがあって、今までもちょっと気をつけてなかったのかなと思っているんですが、このみやぎ環境交付金、今後もこれは恒常的に補助されてくるのかどうか、どういったものに使われていくのかをちょっと説明していただけたらと思います。

それから、14ページの学び支援コーディネーター等配置事業費が計上されているんですが、一般質問でも子供の学力問題等々が話し合われておりますが、きょうも宮崎小学校へお邪魔してきましたんですけれども、子供たちの学力の面でも、生活の面でも、2極化が著しいと。とても校長先生からのお話を伺ってきましたんですけれども、この学び支援コーディネーターはとても私は学校によっては役に立っているなと思っているんですが、この配置状況について、わかっている範囲で説明をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

10ページの企画費の定住促進住宅造成工事についてのご質問でありました。

この工事につきましては、議員ご指摘のとおり、広原の保育所の跡地ということでありまして、この補正額につきましては、当初、下水道の部分については下水道会計、それから水道は水道会計からということにしておりましたが、これは一括のほうがということで、合計で6,400万円ほどの事業費になりますので、その額を、先ほどいった造成の面積で割ると数字が出てまいりますので、2,700万円を割るということではございません。以上でよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

7ページのみやぎ環境交付金でございますが、これにつきましては、今回、市町村の提案型事業ということで、本町の薪の駅構想実現のための協働のまちづくり事業ということで提案をしまして、先月末に県の審査を経まして内定を得ましたので、今回、補正計上をさせていただきました。

県の環境税を原資としておりますので、現段階では環境交付税はことし限りということなんです。県のほうでは来年度以降も継続したいというようなことで、現在説明会を行っているようでございます。

ただ、今回のことにつきましては、一応、市町村の提案型事業ということでございますので、今後、継続的に交付が約束されているというものではございません。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えいたします。

14ページの学び支援コーディネーター配置事業249万4,000円のご質問でございます。

配置状況ということでございますが、このコーディネーター配置事業につきましては、宮城県から委託されまして、補助率100%でことしで4年目になります。

平成27年度の配置につきましては、これから始まることでございますので、加美町学び支援運営協議会のほうで企画をしたものに補助金を出すものでございます。

ことしの事業は、夏休みにつきましては8月4日から8日間の間で5日間、それから、冬休みは12月23日から25日の3日間を予定しております。開催は、各小学校学区で夏休みは予定しております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） とても必要な事業だと思うんですが、これは小学校区単位に皆均等に割り振るといことになるのでしょうか。それとも、希望する学校に何名とかという、そういう人数割りとかというのは、希望に沿ってやるのか、それとも均等に割り振るのか。きょうもそんな話をちょっと学校でしてきたものですから、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えいたします。

ただいまの計画では、小学校学区1地区30人を募集するというので受け付けたいと考えて

おります。小学校では4年生から6年生、中学生では1年生から3年生というふうに考えてございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） まず、10ページの財産管理費、工事請負費等財産購入費がありますね。公共施設駐車場整備工事用地購入費がありますけれども、まずこの内容をお聞きします。

それから、13ページの道路新設改良費、職員手当100万円、時間外勤務手当、これは残業代だと思うんですけども、この2件をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

まず、10ページの公有財産購入費の公共施設駐車場用地購入費でございますが、これは西小野田地区の、ちょうど西小野田小学校の向かいにありますJA加美よつばの土地と、その隣接している個人の土地でございます。合わせて約1,410平米ぐらいあるんですけども、ここを取得して、小学校の子供達のスクールバスの乗り降りする場所あるいは先生方の駐車場として確保したいということで購入する土地でございます。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

13ページの道路新設改良費の3の職員手当の時間外100万円の補正でございます。

これは、現在、先ほども議員さんから繰り越しが多かったというご指摘がありました。その中で、現在、土木系の職員2名で事業を行っているわけでございますけれども、なかなか忙しくて、昨年の実績としても時間外が2名で200万円ほど時間外手当を支給しております。

現在、当初予算10万円ほど計上させてもらっていますけれども、その2人分の補正ということで、一応9月分までの手当ということで100万円を補正計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 最初に、財産管理のほうなんですけれども、公共施設の駐車場の整備工事です。

これは、先ほど隣の3番議員とちょっとお話ししたんですけども、3番議員が質問してやったやつと違うと思っていましたら、いやそれなんだということで言われまして、仕事の内容はよろしいんです。3番議員はきのう一般質問でもお話ししたんですけども、町長のネクタイを褒めると2,000万円つくんだなと思いました。大変いいことだと思っております。

それで、私が言いたいのは、仕事はいいんです。ただ、全部一般財源ですよ。これは、私の感覚からしますと、過疎計画か辺地計画で、西小野田は辺地になっていますし、加美町内は過疎地域ですよ。そうしますと、単純に2,000万円ここで使う場合、過疎債として多分9割充当ですから1,800万円がこっちに来るわけですよ。200万円の一般財源でよろしいですよ。あと支払い、10年償還のときに8割ずつ返ってきますよ。72%の補助事業と大体同じになるんですよ。なぜこのようにしたのか。例えば、起債対象にならなかったのか、その理由ですね。お聞きします。

あと先ほど建設課長が言いました時間外勤務手当、やはり、これでもまだ足りなくて、9月までの分だと。すごい2人で年間で、2人ですから100万円、100万円、100万円以上になっているんですよ。ですから、先ほど言ったように、ここは職員が足りないんです。こんなに6月で100万円ぼんと。あと9月まで100万円ということは、ほかの係で余らないと思いますので、これはこの件でいいですから、その辺も頭に入れていただきたいと思います。

じゃ、前の起債にならなかった理由。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今回のこの駐車場につきましては、起債対象にならなかったということでありまして。これは、建物本体の工事があって、その付帯工事としての駐車場でありまして起債の対象になるんですけども、駐車場だけの整備については起債の対象にならないということでございます。

これにつきましては、特別交付税の特殊事情の中で算入する予定にしております。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） ならないと言われればならないんでしょうけれども、当初といいますか、例えば、ことし見直しする、来年見直ししますよね。その中に入れて、なるように持っていくのが私は務めだと思えます。例えば、駐車場だけだからならないんだと。昔もあったんですよ。合併当初、バツハホールの緞帳8,000万円で一般財源でぼんとのつきたんです。ちょうど私も職員だったんですから。当時の財政課長にこれはおかしいんじゃないかということで、12月までに見直しして、それを合併特例債か過疎債に入れてやった経緯もあるんです。

あと魚、鮎の里のやつ、あそこ5,000万円で何かしたときも、あれも該当にならなかったんですけども、外のいろいろ直したりすれば該当になるということがわかったんです。ただ、そのときは遅かったんですけども。

ですから、ある程度なるように仕組んでやっていかないと、一般財源がぼんと出てしまうん



ですよね。その辺、特交の対象になるといいましたので、どのぐらいになるのかちょっと疑問なんですけれども、このぐらいの金を、例えば、税務課でみんな徴収していて、滞納とかってこのぐらいを集めるのは大変ですよ。一般財源で2,000万円も、こう行きますと。その辺を頭に入れながら、企画課長と、あと担当課職員にはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

この補正につきましては、町長から何とか起債が充てられないかということを示唆を受けております。

それで、時間的なものもあって、確約のない状態でここに補正の中に財源起債を充てる、入れることができなかつたので、現実是一般財源としております。

財政のほうで、今、企画財政課長が申し上げましたように、普通ですとならないと。土地だけの購入ではなりませんよということですから、何かその手立てはないかということを示唆も受けて、振りかえということも将来出てくるかもしれません。それは研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 1 番 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 1 番です。

先ほど8 番議員も質問しましたが、移住定住のこの金額が広原であるということは確認しましたが、今後、別な場所を候補としてあげている計画、そういったものはございますか。定住促進のための宅地造成について伺います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今現在、小野田地区の旧東洋通信ですか、あそこの跡地につきましては、その候補地として検討はさせていただいております。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） あそこの小野田の東洋通信の跡地ということですが、今現在、冬場の小野田地区の雪捨て場になっておりますけれども、その場所を宅地として造成するということではありますが、その冬場の対策というものも考えておられますでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 今、候補地としてはあげておりますけれども、まだ具体的な計画には入っておりません。

ただ、今後、広原の整備が終わりまして、分譲が全て完了した時点で、次の候補地としてその場所をとることでもありますので、その間に、今使っております除雪としての利用されている場所でもありますので、そのかわりの場所が確保できるかどうかも含めて、それまでに検討させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） お伺いをしたいと思います。

先ほど、県支出金のみやぎ環境交付金、薪の駅ということでの内容は教えていただきました。これは、歳入はそうなんだろうけれども、歳出はどういう形で使われるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、10ページ、新エネルギー推進事業の備品、この内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、12ページ、農業振興費の園芸振興費の中の特用林産産地再生支援事業、実際、特用林産の部分で、放射能というか、原発絡みでの支援事業だと思いますけれども、実際、その特用林産で生業といいますか、仕事が成り立たせている方々の今のこれからの方向といいますか、この事業によって本当に再生できるのかどうかということの方向性をお伺いしたいと思います。

それからもう1つ、14ページの負担金補助金の中で、先ほども学び支援コーディネーターの配置の事業を8番議員がお伺いしたんですけれども、一番気になったのは、このコーディネーター等というのが、何が「等」なのかなというようなことが、「あのとき議会通ったべちゃ」と後で言われそうな気がしますので、その分野についてお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

歳入の588万円の使い道でございますが、そのうちの404万1,000円につきましては、3月当初予算でお認めをいただきました商工費の商工施設費に計上させていただきました工事請負費、その中に、中新田交流センター、それから陶芸の里の薪ストーブの設置に充てるということで考えております。

残りの184万3,000円につきましては、今回、今審議していただいておりますまちづくり推進費の164万3,000円、備品購入費と負担金補助及び交付金に充てたいということで考えております。その中で、備品購入につきましては、薪割り機とチェーンソー等の備品購入を予定してございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

12ページの農業振興費の中の特用林産物産地再生支援事業についてということですが、生業として成立するのかなというような、それから、方向性というようなことですが、この事業につきましては、現在、宮崎きのご組合の方2名、それから、JA加美よつばに出荷している方1名の3名の申請がございまして、放射能汚染でしいたけの出荷制限が出ておりますので、出荷制限解除に向けての施設整備、それから人工ほだ場としてビニールハウスの整備であるとか、資材購入としまして、暴風・遮光ネット、防霜シートとかという、そういう資材の準備に充てるための補助事業でございます。

平成27年の春に出荷制限解除に向けまして、県のほうが調査を行っているわけですが、20検体ほど放射能濃度の測定を行っております。その中で17検体が放射能濃度不検出という結果が出ておまして、3検体で検出されたわけでございますけれども、その中で最高が12ベクレルということで、非常に低い値であるということをお県のほうから報告をいただいております。

それで、今、出荷制限解除に向けて県のほうでいろいろマニュアルを作成いたしまして、生産者の指導に当たっているところでございます。

県のほうに確認しましたところ、この事業者につきましては、ことしの秋の出荷制限解除に向けて指導を行っているということですので、早ければ秋には出荷制限解除になるのかなということでございます。

なお、今までですと、町全体の出荷制限解除というような形があったんですけども、このしいたけにつきましては属人ということで、属人の解除ということで、その方がやっているロット単位ということの解除ということになるということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えします。

学び支援コーディネーター等ということですが、支援は1種類ではできません。コーディネーターさんだけではできないので、学び支援相談員、それから学び支援員、この方々を指して、その人たちを配置するというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） ありがとうございます。

農林課長に再質問させていただきたいんですけども、放射能被害によって再生のための支援というのがこれであるということなんですけれども、これが軌道に乗って、規模拡大したいという場合の方策というか、支援策というのものあるのかどうか、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

この補助事業がいつまで続くかということとはちょっと確認はとれておりませんが、先ほど申し上げました放射能濃度の結果からしますと、この方策によりまして、大分放射能濃度が出ないで出荷できる体制になるのかなというふうに思っておりますので、このモデル的な先進事例といいますか、この取り組みによりまして、他の生産者も再開する意欲が出てくるのかなというふうに思われます。

ちなみに、今回の44万1,000円の内訳につきましては、県のほうで補助金が2分の1で約440万円ほど、それから、町のほうでは補助残の10分の1ということで、今回の44万1,000円になっております。それで、自己負担額が約390万円ほどということで、ちょっと自己負担額も大きいんですけども、出荷に向けた助成としては、今後期待したいなというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） そこまでは理解できました。その上に立って、その方々が軌道に乗ったときに規模拡大できる方策というのはありますかという、さっきの質問でございました。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

その方々の規模拡大につきましては、この事業がうまく行きますして、私どもで聞き取りといえますか、県と一緒にあって連携を図りながら、事業主体のほうと話を進めながら、規模拡大に向けて進めていきたいなとは思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号平成27年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号平成27年度加美町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第52号 平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第52号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

議案第52号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を、補正前と同額の15億7,000万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、建設費の下水道建設費で、下水道管渠工事1,360万円減、一般会計への繰出金1,300万円増のほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第53号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第53号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第53号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の1億1,000万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、総務費の浄化槽管理費で過誤納還付金5万円増のほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第54号 平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第54号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第54号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について

ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、受託工事収益700万円及び受託工事費700万円をそれぞれ減額とする補正予算であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第54号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時25分まで。

午後3時15分 休憩

---

午後3時29分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第17 議案第55号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第55号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

確認しますけれども、皆さんの前にあらかじめ資料が配られておりますけれども、よろしいですか。（「はい」の声あり）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第55号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員大場 幸委員の任期が6月28日までとなっておりますので、

引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第55号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で採決を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下山孝雄君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番味上庄一郎君、2番猪股俊一君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に1番味上庄一郎君、2番猪股俊一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（下山孝雄君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」とご記入を願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（下山孝雄君） 異状なしと認めます。



ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（下山孝雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。1番味上庄一郎君、2番猪股俊一君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（下山孝雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19票

うち 賛成18票

反対 1票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第55号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下山孝雄君） ここで資料配付のため、暫時休憩いたします。そのまま席でお待ちを願います。

午後3時40分 休憩

---

午後3時41分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議案第56号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第56号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第56号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員大宮信彦委員の任期が6月28日までとなっておりますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第56号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で採決を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下山孝雄君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番早坂伊佐雄君、4番早坂忠幸君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に3番早坂伊佐雄君、4番早坂忠幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（下山孝雄君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入を願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（下山孝雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名をお読み申し上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（下山孝雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番早坂伊佐雄君、4番早坂忠幸君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（下山孝雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19票

うち 賛成19票

反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成が全員であります。よって、議案第56号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下山孝雄君） ここで資料配付のため、暫時休憩いたします。そのまま席でお待ちを願います。

午後3時50分 休憩

---

午後3時52分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第19 議案第57号 加美町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第19、議案第57号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町監査委員小山元子委員の任期が6月28日までとなっておりますので、引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第57号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で採決を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下山孝雄君） ただいまの出席議員は19名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に5番三浦 進君、6番高橋聡輔君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に5番三浦 進君、6番高橋聡輔君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（下山孝雄君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入を願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反

対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（下山孝雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（下山孝雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5番三浦 進君、6番高橋聡輔君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（下山孝雄君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 19票

うち 賛成19票

反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成が全員であります。よって、議案第57号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下山孝雄君） ここで資料配付のため、暫時休憩します。そのまま席でお待ちを願います。

午後4時00分 休憩

---

午後4時01分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第20 議案第58号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

日程第21 議案第59号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

日程第22 議案第60号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第20、議案第58号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき  
同意を求めることについて、日程第21、議案第59号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任  
につき同意を求めることについて、日程第22、議案第60号加美町固定資産評価審査委員会委員  
の選任につき同意を求めることについて、以上3件を、会議規則第36条の規定に基づき、一括  
議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第58号から日程第22、  
議案第60号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第58号から議案第60号までは、加美町固定資産評価審査委員会委員  
の選任につき同意を求める案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の3人の委員の任期が6月22日で満了となりますことから、同委員  
の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第58号は、旧中新田町において、平成7年から固定資産評価審査委員会委員を務められ、  
加美町においても同委員を務めていただいております鈴木清人さんを引き続き選任するもので  
ございます。

議案第59号は、平成24年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております三浦  
庄一郎さんを引き続き選任するものでございます。

議案第60号は、新たに畠山正太郎さん、住所は加美町宮崎字地蔵5番29番地でございますが、  
適任と考え、選任するものでございます。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います  
と存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

これより議案第58号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第59号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 日程第23 加美町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（下山孝雄君） 日程第23、加美町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定及び先例52によ

って指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、加美町選挙管理委員会委員の選挙については、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、先例53により議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長が指名することに決定いたしました。

既にお手元に配付しております名簿をごらんいただきたいと思います。

加美町選挙管理委員会委員に早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんを加美町選挙管理委員会委員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんが加美町選挙管理委員会委員に当選されました。

---

#### 日程第24 加美町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（下山孝雄君） 日程第24、加美町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定及び先例52によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、加美町選挙管理委員会補充員の選挙は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、先例53により議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって指名の方法は議長が指名することに決定



いたしました。

既にお手元に配付しております名簿をごらんいただきたいと思います。

加美町選挙管理委員会補充員に児玉公夫さん、本田林一さん、早坂 繁さん、畠山京子さん  
を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました児玉公夫さん、本田林一さん、早坂 繁さん、  
畠山京子さんを加美町選挙管理委員会補充員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました児玉公夫さん、  
本田林一さん、早坂 繁さん、畠山京子さんが加美町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

第1順位児玉公夫さん、第2順位本田林一さん、第3順位早坂 繁さん、第4順位畠山京子  
さん、以上の順序でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、第1順位児玉公夫さん、  
第2順位本田林一さん、第3順位早坂 繁さん、第4順位畠山京子さんと決定いたしました。

---

日程第25 議発第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について

○議長（下山孝雄君） 日程第25、議発第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書に  
ついてを議題とします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（二瓶栄悦君） 事務局長でございます。

それでは、議発第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について。

提出者 加美町議会議員 一 條 寛

賛成者	同	伊 藤 淳
	同	三 浦 英 典
	同	早 坂 伊 佐 雄

意見書（案）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されている。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計しており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指すこととしたところである。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められているところである。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1、認知症の方々の尊厳・意思・プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど、認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。

2、認知症に見られる不安・抑うつ・妄想など、心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3、自治体などの取り組みについて、家庭介護・老老介護・独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの向上（サロン設置・買い物弱者への支援等）を広く周知すること。

4、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について、趣旨説明を求めます。一條 寛君、ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君登壇〕

○12番（一條 寛君） 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書案の提案理由の説明をいたします。

政府は、本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

特に、認知症の対応で最も大事なものは、その人の生きがいを引き出す環境をどう整えるかです。認知症の人が笑顔で暮らせるか、悲しい顔で生活するかは、まさに環境次第といっております。

この認知症の人を支える環境は、政策や制度に基づく総合的なサービスによって成り立つ部分が多いため、本意見書の提案をさせていただきました。

委員各位の賛同を何とぞよろしく願います。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

○議長（下山孝雄君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第27 閉会中の継続調査について

○議長（下山孝雄君） 日程第27、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長一條 寛君より、「健全な行財政運営と政策課題について」、「生活環境の整備について」、「陳情第2号 人種差別を先導するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書について」、教育民生常任委員会委員長伊藤 淳君より、「福祉教育行政について」、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、「農林商工及び観光に関する振興策について」、議会運営委員会委員長工藤清悦君より、「議会の活性化に向けて本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」、議会改革特別委員会委員長一條 寛君より、「議員定数及び議員報酬等のあり方について」、「議会基本条例について」、加美町田代岳指定廃棄物最終処分場建設候補地調査特別委員会委員長佐藤善一君より、「宮城県における指定廃棄物の最終処分場町内建設候補地問題に関することについて」、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月16日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成27年加美町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時22分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月12日

加美町議会議長 下山孝雄

署名議員 三浦英典

署名議員 沼田雄哉